

第130回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日 時：令和5年12月13日(木)16:15～16:40

2 場 所：中央合同庁舎第2号館 1006会議室 (Web会議併用)

3 出席者 (敬称略)

座 長 江利川 毅

梶田 信一郎

齋藤 誠 (Web)

榊原 一夫 (Web)

高橋 滋 (Web)

星 政良

南 砂

事務局(総務省) 行政評価局長

大臣官房審議官

行政相談企画課長

行政相談管理官

企画官

企画官

菅原 希

原嶋 清次

徳満 純一

柏尾 倫哉

高田 賀夫

船橋 昌広

4 議 題

○ 審議案件

調理師試験の受験に必要な「調理業務従事者証明書」を取得できない場合の対応
について (第127回、第128回及び第129回付議案件)

5 議事概要

○ 審議案件

調理師試験の受験に必要な「調理業務従事者証明書」を取得できない場合の対応について（第127回、第128回及び第129回付議案件）

事務局から、資料に基づき厚生労働省が実施した都道府県への調査結果及び当該調査結果を踏まえた同省の対応について説明が行われた後、案件の検討が行われた。出席者の主な意見等は以下のとおり。

（事務局）

前回の会議において、厚生労働省は、都道府県に調査を実施して、その結果を踏まえてどのような対応が可能か検討したいと回答しておりました。

1点目はその調査結果の概要です。

令和2年度以降に、行政相談と同じように、「施設長が証明書を発行してくれなくて、困っているということはありませんか」という問いに対して、13都道府県が「あり」と回答しており、具体的な例として20事例を、厚生労働省に情報提供しています。そのうち、明確に施設長が証明書を出してくれなくて困っている事例が9事例ありました。

都道府県の意見として、例外を認めると公平性や公正性に欠ける、第三者証明を幅広く認めると本来受験資格のない人が受験してくるので困るのではないかと、あるいは、労働相談センターに行くように案内しているといったものがありました。

2点目に、以上の調査結果を踏まえて、厚生労働省がどのように対応したいとしているかについてですが、まず、相談件数は余り多くなく、一団体当たり数件であり、必ずしも総務省に寄せられた相談のようにトラブルになっているものばかりとは限らず、また、都道府県からは第三者証明を安易に認めない方がいいという意見があり、全面的に第三者証明を認めるというのは、良くないのではないかとしています。一方で、都道府県の仲裁が難しい事例も想定され得るとしています。

厚生労働省としては、都道府県による仲裁を前提に置いて、両者に話を聞いて、そこで施設長が確かに従事していましたと（調理業務従事者証明書）を出して、話で解決すればそれでよく、仲裁が上手くいかない場合に、都道府県の判断により、第三者証明をできることにして、受験希望者の主張に正当性が認められることがあれば、必要に応じて第三者証明を柔軟に対応することは差し支えないことを事務連絡で周知することとしたいと説明しております。

厚生労働省は、この方法で行わせてもらいたい、それでも上手くいかないということがあれば、次の策は検討したいが、まずはこういう対応にしたいとしています。事務局としましては、この案はおおむね妥当と考えておりました、委員の皆様にご了承していただけるかをお伺いさせていただきます。

(星委員)

「結果を踏まえた対応」として、都道府県が受験希望者の「調理業務従事期間を十分に確認」とは、どのように確認するものなのか、厚生労働省は何か言っていましたか。

(事務局)

まずは話を聞いて、本人が、例えば明らかに調理業務に従事していることが証明できるものを持っていれば、それで良く、あるいは、施設長に聞いて、きちんと働いていましたよねと確認して、そうであったとなれば、証明書が出てくることと思います。実際、第三者証明としてどういうものがあつたかについては、資料の5ページのとおり、店が廃業したときに誰が証明するのか、施設長が亡くなったときに誰が証明するのかという場合に、厚生労働省では、調理師会、所属団体の長、同業者の証明ということもあり得るとしております。

これまでの会議では、施設長がいない場合にはこのようにしているのだから、施設長が証明を出さない場合も、このようなことはあり得るのではないかとやってきたところですが、厚生労働省としては、最終的には先ほどのような回答になったということです。

(高橋委員)

厚生労働省がこれで行わせてほしいとおっしゃっているので、行っていただく方向で結構だと思います。ご質問ですが、厚生労働省は、この方針を出すに当たり、都道府県にお聞きになったのかが、少し気になります。最終的に、都道府県の意見、実情は聞きましたが、こういう方向で通知を出す予定ですということは、都道府県に聞かれたのか、教えてください。

(事務局)

厚生労働省が調査をした時に、都道府県に意見を聞いていますが、資料のとおり、どちらかという、今までどおりでいいのではという意見の方が多かったということです。例えば、都道府県が仲裁するというようなことに限った質問がありませんでしたので、それに対する意見は収集できていないかと思えます。

(高橋委員)

改善策なので、あえてこれ以上言う必要はないとは思いますが、もともと、私個人の意見としては、案件が少ないので負担はそんなに生じないとは思いますが、都道府県に新しい負担をかけるのであれば、その方針について、都道府県にもう一回意見を聞いていただいた方が良かったかと思えます。厚生労働省に、その旨は伝えていただければありがたいです。

(齋藤委員)

まずは、都道府県が間に入り、その上でさらに例外的に第三者証明ということですが、都道府県の意見では全面的に第三者証明を認めることには懸念を持っておられるということですから、仲裁、さらに第三者証明と二段階でまずやってみて、それでなおだめであれば、さらに考えるという方向性で進めていただければと思います。

確かに、両者の意見を聞いた方がいいという案件もあるとは思いますが、もちろん、これまで議論してきた相談案件は、雇用者の側に問題があるというものでしたが、今後、受験希望者の方に問題があるという案件も想定され得ると思いますので、少なくとも両者の意見を聞く機会があるのはよろしいのではないかと思います。

(榊原委員)

私もおおむね同じ意見です。もう一つ付け加えさせていただくと、今回、都道府県からの意見をお聞きになったところ、どちらかというところ、第三者証明については、都道府県の意見は後ろ向きの状況であったように受け止められますが、厚生労働省としては、都道府県に仲裁をお願いし、十分意見を聞いた上で、第三者証明についても考えていこうというスタンスで、どちらかというところ、漸進的な解決策をおっしゃっておりますので、とりあえずこれでやっていただくことで良いと思います。

さらに気になるのであれば、相当期間を設け、その後の実情はいかがでしょうかとご報告いただくこともありかと思います。そういう方策で見守っていくというのも一つのスタンスかと思います。

(梶田委員)

この案で行うということで、都道府県の意見を何らかの形で聞いて、余り事務負担が大きくなるようなことがないように対応していただければと思います。

質問ですが、第三者証明について資料5ページの「所属団体の長」とは何ですか。

(事務局)

この所属団体の長とは、例えば調理師会だと思いますが、例えば、当局が幾つかの都道府県に聞いたところ、実際に、第三者証明を認めている都道府県もあり、その場合は、食品衛生協会に聞いている例がありました。食品衛生監視員が飲食店を回って見ているので、監視員の証言、あるいは、検便記録が協会に残っていたりするので、そういうものを利用することになるかと思います。

(梶田委員)

実態としては複数の団体があるということですね。

(南委員)

長い経過であったが、いいところに収まったかなと、この対応で結構だと思います。

(江利川座長)

委員の基本的な御意見は、厚生労働省からの改善案をまずやらしてもらおうということであったと思います。また、都道府県の負担にならないかを含めて、実施状況について、しばらく期間をおいてフォローしたらどうか。厚生労働省は当初非常に堅かったが、ここまでやりますとしているので、しっかりやらしてもらおうということ、言っぱなしではなくて、例えば3年くらいをめどに、これで上手くいっているかどうか実施状況を確認してくれということ、この会議で出た意見を、厚生労働省に伝えていただければよろしいかと思えます。

以上